

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第12号

答申番号：令和5年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のとおり、原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当であり、取り消されるべきであると主張する。

- (1) 居宅の水道の給水が停止されていた等の事情から、生活保護法（以下「法」という。）第4条第3項及び第25条第1項に定める「急迫した状況」であるにもかかわらず、安易な形式的判断によって行われたものであること。
- (2) 請求人が前記(1)の「急迫した状況」にないと判断され、保護の決定にあたり通常の調査を経る場合であっても、保護開始決定がなされ、請求人が稼働先から給与を受け取った後、法第63条によって保護費を返還すれば足りるものであること。
- (3) 処分庁は、障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）や生活困窮者自立支援事業を行っているサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の支援が得られていることから、保護を要しないと解釈しているが、このような解釈によると、支援が継続されれば、永遠に保護が開始されない事態となり、この解釈は誤っていること。
- (4) 処分庁は、請求人の代理人、稼働先の上司、前妻、請求人の母や姉などに請求人の生活状況などを聞き取る調査を行っていないため、請求人の生活状況を真に把握できていたとは言えないこと。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 保護の要否の決定については、最低生活費及び収入充当額を適正に算出して行われたものであること。
- (2) 国の定めによると、「1年12か月のうちある月だけたまたま収入が少なく最低生活保障水準を下回るとしても、数か月あるいは年間を通じてみた場合には最低生活保障水準を上回る収入がある場合には、保護を要しないと判断される」とされており、請求人の収入の状況はこれに該当すると考えられること。
- (3) 処分庁は、法に基づく対応にとどまらず、請求人の生活状況を踏まえ、保

護を要しないと判断される場合も想定し、他法他施策による支援を考慮し、関係機関・団体に情報提供を行うとともに、その後の対応等について詳細に共有を行っていたこと。

- (4) 支援センターやサポートセンターによる支援の事実は要否判定の判断要素ではなく、仮に支援が行われていたとしても、保護を要すると判断される場合には保護を実施するものであること。
- (5) 請求人は、「保護の開始決定を受け、後日給与を受け取った後、法第63条による生活保護費返還処分等の調整を行えば足りる」と主張しているが、同条は収入や資産等の調査を行い、要否の判定の上、保護を要しない者を保護の対象とし、後日保護費の返還を請求するものではないこと。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、本件申請に対し、請求人は急迫した状況にはなく、保護の要否の判定の結果、請求人は保護を要しないと判断した。
- 2 保護の要否の判定は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものとされている。

最低生活費については、国の保護基準が定める費目によって算出することとされている。本件においては、基準生活費20万7,272円（5万7,632円（3月分）＋8万1,210円（4月分）＋6万8,430円（5月分））、住宅費7万5,000円及び医療費6,300円（2,740円（医療自己負担額）＋3,560円（調剤自己負担額））の合計額28万8,572円を最低生活費と算出している。

また、収入充当額については、国の定めによると、原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている。本件においては、総収入60万9,650円（9万886円（3月分）＋25万9,382円（4月分）＋25万9,382円（5月分））から基礎控除5万2,810円（1万5,470円（3月分）＋1万8,670円（4月分）＋1万8,670円（5月分））、必要経費17万8,672円（5万4,074円（3月分）＋6万2,299円（4月分）＋6万2,299円（5月分））及び差押額8万3,540円（4万1,770円（4月分）＋4万1,770円（5月分））を差し引いた額29万4,628円を収入充当額と算出している。

上記収入充当額は、要否の判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて算出していないが、これは請求人が令和5年1月27日に逮捕勾留され、同年2月16日に釈放されたことから、この期間において請求人は稼働していなかったこと、同年3月以降請求人は、稼働先で逮捕勾留前の勤務条件と同様の勤務条件で稼働していく見込みであったこと、同年4月以降、給与から所得税、住民税及び社会保険料を控除したの残額の4分の1を差し押さえられることを処分庁は確認して、請求人が今後受け取る収入を予測して収入充当額を算出している。

したがって、これらの要否判定につき、違法又は不当な点は認められない。

3 保護における「急迫した状況」とは、「生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とされており、保護の申請者にそのような事由が認められた際は、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用されておらず、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助が行われていない場合にも、必要な保護を行うことを妨げるものではない。請求人が保有している資産等のみでは、請求人の次回給与支払日（令和5年4月15日）までの生活費を賄うことは困難であったと考えられる一方、同年3月22日に処分庁の職員が請求人の居宅を訪問した際、請求人が支援センター及びサポートセンターから食料や飲料水の提供を受けていること、これらの支援により次回給与支払日までは生活していくことができると思われることを請求人から聴取していることが認められる。

したがって、処分庁は、必要な調査等を行った上で把握した事実に基づき、請求人が「急迫した状況」にないと判断したことが認められる。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年9月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日、同年10月12日、同年11月9日及び同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ（法第4条第1項）、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて保護に優先して行われるものとされているが（同条第2項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている（同条第3項）。

そして、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされ（法第24条第3項）、また、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないとされている（法第25条第1項）。

また、保護の決定に係る事務等は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。処理基準によれば、保護の要否の決定は、原則として、世帯につき認定した最低生活費と収入額との対比により行われるとされ、具体的には、世帯につき認定された月々の経常的な最低生活需

要の全てを満たすための費用と世帯につき認定された月額収入充当額との対比によって判定するものとされている。

そこで本件についてみると、処理基準に基づき、判定日の属する月を含む直近3か月間（令和5年1月から同年3月まで）について、国の保護基準から算出される最低生活費と収入充当額を基に保護の要否を判定すると、請求人が要保護者に該当するとは認められない。なお、請求人の3月分の収入が極端に少ないこと及び4月以降請求人の稼働収入に対して差押えがあることに鑑み、確認的に令和5年3月から同年5月までを対象に保護の要否を判定しても、請求人が要保護者に該当するとは認められない。したがって、請求人の申請を却下した原処分が違法又は不当な点はない。

一方、保護申請日（令和5年3月10日）から次の給与支給日（同年4月15日）までの間、請求人の所持金不足が見込まれるところ、請求人は、同年3月15日の収入も含め、少なくとも1万円以上の現金を保有する見込みであると認められる。さらに、食料及び飲料水については、支援センター及びサポートセンターなどからの提供を受けられる上、居宅の確保並びに電気及びガスの使用についても特段の支障はなかったことが認められる。したがって、申請日時点において、請求人が「急迫した状況」、すなわち「生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」にあったと認めることはできない。

この点、請求人は、「急迫した状況」に置かれていたにもかかわらず、処分庁がその生活状況を把握するための必要な調査を十分に行っていないなどと主張する。しかしながら、処分庁は、処理基準及び保護基準に従って保護の要否を判定し、かつ、申請日時点において請求人が「急迫した状況」にないことを確認した上で原処分を行っており、処分庁の判断に看過し難い過誤欠落はないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、請求人には支援センター及びサポートセンターからの食料及び飲料水の支援があり、かつ、住居が確保されていたとはいえ、水道が止められた状態であった等に鑑みると、結論に影響を及ぼすものではないものの、今後、急迫性の有無の判断に当たっては、処分庁には特に慎重な判断を求める。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥井賢治

委員 日笠倫子